

平成30年第5回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成30年5月10日、午後1時30分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第5回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は34名

1 番 小林 敏生	20 番 羽野 勝己
2 番 松尾 彰	21 番 伊藤 猛
3 番 田中 諭	22 番 田子森 博美
4 番 山崎 信	23 番 櫻木 キクエ
5 番 後藤 干城	24 番 原田 俊昭
6 番 櫻木 和雄	25 番 石井 隆壽
7 番 井上 良夫	26 番 西川 幸男
8 番 窪山 茂隆	27 番 穴見 義夫
9 番 田中 眞知子	28 番 宮本 保孝
10 番 釜堀 豊	29 番 井手 峯勝
11 番 徳永 辰雄	30 番 大隈 弘子 (欠席)
12 番 高着 土良	31 番 森 洋
13 番 矢野 忠徳	32 番 和佐野 光晴
14 番 古川 ますみ	33 番 徳田 清則
15 番 田中 学 (欠席)	34 番 日吉 慶一
16 番 鶴川 昌洋	35 番 小嶋 嘉則
17 番 大山 源次	36 番 才田 正晴
18 番 樋口 博幸	37 番 森部 賢一
19 番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・報告第 1 号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2 号 農地改良届出について
- ・報告第 3 号 農地法第4条の規定による届出について
- ・報告第 4 号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて
- ・議案第 1 号 農地移動適正化あっせん申し出 (売渡) について
- ・議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 5 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中 村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 石 橋 一 良

係 長 中 村 敬一郎

事務吏員 松 尾 康 年

事務吏員 河 辺 義 弘

事務吏員 寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内 田 光 徳

農業振興課 農地管理係長 金 子 明

(開 会 13:30)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成30年第5回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日、15番田中委員、30番大隈委員より欠席の届出の連絡があつています。従いまして、
ただ今の出席委員は35名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会
議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に33番徳田委員、34番日吉
委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題としま
す。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。6頁まで計33件ございます。以上、
報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から33番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて発言をお願いします。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。
次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます
- 事務局 (松尾) 7頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件です。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当委員の報告を求めます。26番西川委員。
26番 (西川委員) 申請地は、周囲や水路より低く排水ができないため地上げを行い、畑として利
用するものです。作付け予定は、野菜です。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告番号2番について、担当委員の報告を求めます。25番石井委員。
25番 (石井委員) 隣地を宅地に転用申請中で約160cm地上げする予定のため、農地部分も約100cm
地上げして利便性を高め、畑として利用するものです。作付予定は、野菜です。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。次に、「農地法第4条の規定による届出について」を議題とします。事務
局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 8頁をお願いします。議案朗読をもって説明。4件でございます。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の報告を求めます。13番
矢野委員。
- 13番 (矢野委員) 説明します。平成29年北部九州豪雨災害により農業用倉庫が流失したため、
同じ場所に新たに農業用倉庫を設置するものです。用途地域は農用地区域内、農地区分は農
用地区域内農地です。以上、報告いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

全委員 質問、異議なし。次に報告番号2番について、担当委員の報告を求めます。17番大山委員。
17番 (大山委員) 申請内容は、平成29年北部九州豪雨災害により農業用倉庫が流失したため、同じ場所に新たに農業用倉庫を設置するものです。用途地域は農用地区域内、農地区分は農用地区域内農地です。以上、報告いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 質問、異議なし。次に報告番号3番について、担当委員の報告を求めます。28番宮本委員。
28番 (宮本委員) 申請内容については、耕作の利便性を高めるため、農業用倉庫を建築したものです。始末書も提出してあります。用途地域は農用地区域内、第1種農地です。以上、報告いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 質問、異議なし。次に報告番号4番について、担当委員の報告を求めます。31番森委員。
31番 (森委員) 飼養している牛の排泄物を有効活用するため、堆肥舎を建築したものです。始末書も提出してあります。用途地域は農用地区域内、農用地区域内農地です。以上、報告いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 質問、異議なし。
議長 次に、報告第4号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます。
事務局 (松尾) 10頁をお願いします。議案朗読をもって説明。
議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 質問、意見なし。
議長 次に、議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。
事務局 (寺岡) 12頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要です。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。5番後藤委員あっせん委員の推薦をお願いします。
5番 (後藤委員) 19番橋本委員にお願いしたいと思います。
議長 19番橋本委員よろしいですか。
19番 (橋本委員) はい、了解いたしました。
議長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に5番後藤委員、19番橋本委員を選任します。よろしくをお願いします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要です。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は20番羽野委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
20番 (羽野委員) 31番森委員にお願いしたいと思います。
議長 31番森委員よろしいですか。
31番 (森委員) はい、了解いたしました。
議長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に20番羽野委員、31番森委員を選任します。よろしくをお願いします。
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要です。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。担

当委員は31番森委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

31番 議 長 (森委員) 20番羽野委員にお願いしたいと思います。

20番 議 長 20番羽野委員よろしいですか。

20番 議 長 (羽野委員) はい、了解いたしました。

31番 議 長 それでは、審議番号3番のあっせん委員に31番森委員、20番羽野委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員の22番田子森委員どなたか推薦をお願いします。

22番 議 長 (田子森委員) 31番森委員にお願いしたいと思います。

31番 議 長 31番森委員よろしいですか。

31番 議 長 (森委員) はい、承知しました。

31番 議 長 それでは、審議番号4番のあっせん委員に22番田子森委員、31番森委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号5番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号5番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の19番橋本委員、どなたか推薦をお願いします。

19番 議 長 (橋本委員) 5番後藤委員にお願いしたいと思います。

5番 議 長 5番後藤委員よろしいですか。

5番 議 長 (後藤委員) はい、承知しました。

5番 議 長 それでは、審議番号5番のあっせん委員に19番橋本委員、5番後藤委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号6番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号6番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の19番橋本委員、どなたか推薦をお願いします。

19番 議 長 (橋本委員) 18番樋口委員にお願いしたいと思います。

18番 議 長 18番樋口委員よろしいですか。

18番 議 長 (樋口委員) はい、承知しました。

18番 議 長 それでは、審議番号6番のあっせん委員に19番橋本委員、18番樋口委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号7番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号7番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の25番石井委員、どなたか推薦をお願いします。

25番 議 長 (石井委員) 26番西川委員にお願いしたいと思います。

26番 議 長 26番西川委員よろしいですか。

26番 議 長 (西川委員) はい、承知しました。

26番 議 長 それでは、審議番号7番のあっせん委員に25番石井委員、26番西川委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号8番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号8番について、あっせん委員を選任する必要があるが、担当委員の9番田中委員、どなたか推薦をお願いします。

9番 (田中委員) 26番西川委員にお願いしたいと思います。

議長 26番西川委員よろしいですか。

26番 (西川委員) はい、承知しました。

議長 それでは、審議番号8番のあっせん委員に9番田中委員、26番西川委員を選任します。よろしくお願いいたします。

次に、審議番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号9番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号9番について、あっせん委員を選任する必要があるが、担当委員は11番徳永委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

11番 (徳永委員) 16番鶴川委員にお願いしたいと思います。

議長 16番鶴川委員よろしいですか。

16番 (鶴川委員) はい、了解いたしました。

議長 それでは、審議番号9番のあっせん委員に11番徳永委員、16番鶴川委員を選任します。よろしくお願いいたします。

次に13頁、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 13頁をお願いします。議案朗読をもって説明。16頁まで12件ございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。28番宮本委員。

28番 (宮本委員) 審議番号1番について説明します。譲渡し人の労力不足により譲受人との間で売買にて話がついての申請になっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。

33番 (徳田委員) 現況と本来の境界が違っているため整理するための売買です。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。遠方にて耕作不便なため譲受人との間で話

がまとまり売買での申請になっております。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号4番について説明します。所有者は耕作不便により譲受人との間で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号5番について説明します。理由は、譲渡し人の離農によるもので譲受人と売買にての申請です。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。

13番 (矢野委員) 審議番号6番について説明します。申請については、譲渡し人の労力不足により譲受人と話がまとまり売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。

25番 (石井委員) 審議番号7番について説明します。譲渡し人の離農によるもので譲受人と話がまとまり売買での申請です。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 7 番は許可といたします。次に審議番号 8 番について、担当委員の説明を求めます。11 番徳永委員。

11 番 (徳永委員) 審議番号 8 番について説明します。理由は、譲渡し人の労力不足によるもので譲受人と売買にての申請です。農地法第 3 条第 2 項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 8 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 8 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番は許可といたします。次に、審議番号 9 番について、担当委員の説明を求めます。34 番日吉委員。

34 番 (日吉委員) 審議番号 9 番について説明します。所有者の労力不足に伴い譲受人との間で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第 3 条第 2 項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 9 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 9 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 9 番は許可といたします。

次に、審議番号 10 番について、担当委員の説明を求めます。34 番日吉委員。

34 番 (日吉委員) 審議番号 10 番について説明します。譲渡し人と譲受人との間で売買によることで話がまとまったためです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 10 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 10 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 10 番は許可といたします。

次の、審議番号 11 番については、取り下げとなっております。

次に、審議番号 12 番について、担当委員の説明を求めます。34 番日吉委員。

34 番 (日吉委員) 審議番号 12 番について説明します。申請については、父から子への贈与となっております。農地法第 3 条第 2 項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 12 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 12 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 12 番は許可といたします。

次に議案第 3 号の審議に入ります前にビデオにて現地の説明を行います。

(ビデオ終了後)

議長 それでは、会議を再開いたします。議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請につい

て」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 17 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。5 件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。5 番後藤委員。

8 番 (窪山委員) 審議番号 1 番について説明します。現在、借家住いのため、自己用住居を建設するものです。雨水は既設の水路へ、生活排水は公共下水へ流します。農用地区域外、第 2 種農地に該当いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認いたします。

次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。19 番橋本委員。

19 番 (橋本委員) 審議番号 2 番について説明いたします。地上げを行い、畑として利用するもので一時転用です。作付け予定はジャガイモやさつまいも等の甘薯類です。農用地区域外、第 1 種農地、10ha 以上の一団の農地に該当いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認いたします。

次に、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。3 番田中委員。

3 番 (田中委員) 審議番号 3 番について説明いたします。自宅が 7/5 豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建築するものです。農用地区域外、第 1 種農地、集落接続の農地に該当いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認いたします。

次に、審議番号 4 番について、担当委員の説明を求めます。25 番石井委員。

25 番 (石井委員) 審議番号 4 番について説明いたします。自宅が 7/5 豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建築するものです。農用地区域外、第 1 種農地、集落接続の農地に該当いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 4 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 4 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 4 番は承認いたします。

次に、審議番号 5 番について、担当委員の説明を求めます。34 番日吉委員。

34番 (日吉委員) 審議番号5番について説明します。借用の相談があったので資材置場を整備して貸し、賃料収入を得るためです。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。

次に、19頁、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 19頁をお願いします。議案朗読をもって説明。22頁まで7件ございます。ご審議方よろしくお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番山崎委員。

4番 (山崎委員) 審議番号1番について説明します。小石原川ダム建設事業に伴う田中河原井堰改築工事のため一時転用です。農用地区域内、農用地区域内農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

次に、審議番号2番は取り下げです。

次の、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番 (窪山委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的、露天資材置場と進入路。周辺で賃貸住宅を多数管理しており、利便性が良いため、資材置場を整備するものです。都市計画用途地域、第3種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。31番森委員。

31番 (森委員) 審議番号4番について説明します。申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、建売住宅を販売するものです。生活排水は公共下水へ雨水は既存水路へ流します。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。

13番 (矢野委員) 申請目的は、自己用住宅です。借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は公共下水へ雨水は既存水路へ流します。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。26番西川委員。

26番 (西川委員) 審議番号6番について説明します。転用の目的、倉庫及び作業場、駐車場。自宅敷地が狭いため、倉庫及び作業場、駐車場を整備するものです。排水は既存水路へ流します。農用地区域外、第2種農地、市役所から500m以内の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。11番徳永委員。

11番 (徳永委員) 審議番号7番について説明します。豪雨災害後、隣接する雑種地で重機リース業を始めたが、重機の置き場が不足しているため拡張するもので敷地拡張です。農用地区域外、第1種農地、敷地拡張に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。

34番 (日吉委員) 審議番号8番について説明します。転用目的、自己用住宅。自宅が7/5豪雨災害で被災したため、土地を購入して住宅を建築するものです。合併浄化槽を設置して雑排水は処理します。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当。別に問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。

次に23頁、議案第5号「朝倉市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (河辺) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明は終わりました。次に、農業振興課の説明を求めます。

担当課 (金子係長) 農用地利用計画変更について除外3件について審議番号順に説明。

議長 事務局及び担当課からの説明は終わりました。議案第5号について、除外番号1番から3番までを一括とし質問や意見はありませんか。

全委員
議 長

異議なし。

異議がないようですので、議案第5号、番号1番から3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、議案第5号は説明のとおり意見を付すことといたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 16:12)